

公告第 12-1 号
令和6年4月17日

入札公告の変更

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 綾戸 常貴

令和6年4月 12日公告第12号「畳表替え役務ほか7件品目等内訳書のとおり」
について、仕様書の内容を別紙のとおり変更する。

入札及び契約事項に関する問合せ先

〒312-8509
茨城県ひたちなか市勝倉3433
陸上自衛隊施設学校会計課
契約班 担当：三上
電話 029-274-3211 (内線274)
FAX 029-271-3130

仕 様 書

1 件 名

公務員宿舎周期整備

2 実施場所

- (1) 勝倉宿舎A・B・C棟
茨城県ひたちなか市勝倉3433
- (2) 勝田宿舎
茨城県ひたちなか市勝田中央12-7
- (3) 大成宿舎A棟
茨城県ひたちなか市大成町24-1
- (4) 大成宿舎B棟
茨城県ひたちなか市大成町25-17

3 概 要

畳表替え・畳新規作成、襖張替(表)・襖新規作成、天袋張替(表)・天袋新規作成、室内塗装、室内天井クロス張替一式

4 一般事項

- (1) 本仕様書及び図面は「公務員宿舎周期整備」について必要事項を規定する。
本役務は、本仕様書及び図面によるほか、次の規定及び関係諸規定に基づき実施する。
ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編 最新版)」
イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共事業改修工事標準仕様書(建築工事編 最新版)」
- (2) 本仕様書に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は、請負業者の負担において実施すること。また、作業上軽微なもので当然必要と判断される事項についても同様とする。
- (3) 請負業者は工事实施時期について監督官と調整を行い決定する。整備日数の基準は「6 本業務に必要な態勢」に示すものとする。
- (4) 請負業者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係法令及び諸規則に基づき工程管理、品質管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。
- (5) 本役務により発生した鉄屑以外の発生材は請負業者の負担において搬出し、適正に処分するものとする。
- (6) 役務工事施工中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うとともに、火災等の災害及び事故に注意すること。また、必要に応じて養生等の処置を行うこと。
- (8) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務工事に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責任を負うものとする。
- (9) 本工事に必要な電気及び水道については、請負業者の負担とする。
- (10) 本工事の写真はカラーとし、写真帳に整理し、1部提出するものとする。なお、着工前、完成後(着工前と完成後の写真は同じ場所・高さ・角度で撮影)、役務中の主要な工事工程の施工状況、その他監督官の指示する箇所の写真を撮影すること。
- (11) 本工事が完成した際、監督官及び検査官の検査を受けるものとする。
- (12) その他疑義が生じた場合は、監督官及び契約担当官と調整の上、実施する。

5 修繕項目

区分	整備内容	修繕要領等
畳	畳表替え	<p>1 修繕共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備する部屋の畳については和室6畳の整備を基準とし、整備する既存の畳と整備内容(表替え・新規)・枚数は官側が指示する。 ・整備時の各宿舎の各階からの搬出入経費は、低層階・高層階(勝田駐屯地の管理する全宿舎はエレベータは設置されていない。最大階数は5階まで)とも同一単価とし、当初の経費に含めるのとするため、追加経費等については認めない。 ・処分経費も業者負担とし、追加経費は認めない。(当初から単価に含めること。) ・整備依頼は1戸分を基準とするも1枚からでも整備依頼ができること。(多数依頼の場合は、官側が調整) ・表替え、新規作成とも既存の畳寸法に基づき整備し、設置時に微調整等を適切に実施し、ひずみ・歪み・凹凸なく設置をすること。 ・畳の表替え及び新規作成の建具寸法は、実寸法を優先すること。
	新規作成	<p>2 種類等</p> <p>表張り:寸法 団地間1畳(約1,700×850mm) 畳表 JAS3種2等級品以上 畳縁:JIS L3108に規定する畳へり地又は同等以上 柄及び色は、既存のもの原則同様とする。</p> <p>新規作成:寸法 団地間1畳(約1,700×850mm) 畳縁:JIS L3108に規定する畳へり地又は同等以上 畳床:約55mmのD種 JIS A5914(KTⅢ)又は同等以上の性能を有するもの。 畳表:JAS3種2等級品以上 その他:防虫処理を施すこと。</p> <p>3 処分</p> <p>表替え:廃棄畳表張りの処分は業者が適切に業者処分 新規作成:交換する古畳は廃棄畳として適切に業者が処分 その他:古畳及び整備時の発生材等を産業廃棄物として処分する場合は、マニフェストA・B2・D・Eを提出すること。</p>
襖	襖張替(表)	<p>1 修繕共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備する襖について各宿舎の和室及び押入れに設置されている襖の整備を基準とし、整備する襖と整備内容(張替え・新規)・枚数は官側が指示する。 ・整備時の各宿舎の各階からの搬出経費は、低層階・高層階(勝田駐屯地の管理する全宿舎はエレベータは設置されていない。最大階数は5階まで)とも同一単価とし、当初の経費に含めるのとするため、追加経費等については認めない。 ・処分経費は、業者負担とし、追加経費は認めない。(当初から単価に含めること。) <p>・1戸1枚からでも整備依頼ができること。(多数依頼の場合は、官側が調整)</p> <p>・張替え、新規作成とも既存の襖寸法に基づき整備し、設置時に微調整等を適切に実施し、ひずみ・歪みなくスムーズに開閉ができるよう設置すること。</p> <p>・襖の張替及び新規作成の建具寸法は、実寸法を優先すること。</p>
	新規作成	<p>2 種類等</p> <p>張替え(表張り)・新規作成 寸法:1枚 約1800×900mm JIS規格品とする。 下張り:茶ちり紙・黒または紫紙・袋紙 上張り:表 白色系 新鳥の子(しずか第6集 No.166)、 裏 雲華紙</p> <p>3 処分等</p> <p>襖張替:廃棄襖表の処分は業者が適切に業者処分 新規作成:交換する襖は廃棄畳として適切に業者処分 その他:交換した襖、整備時の発生材等を産業廃棄物として処分する場合は、マニフェストA・B2・D・Eを提出すること。</p>

区分	整備内容	修繕要領等
天袋	天袋張替 (表)	<p>1 修繕共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備する天袋について各宿舍の押入れに設置されている天袋の整備を基準とし整備する天袋と整備内容(張替え・新規)・枚数は官側が指示する。 ・整備時の各宿舍の各階からの搬出経費は、低層階・高層階(勝田駐屯地が管理する全宿舍はエレベータは設置されていない。最大階数は5階まで)とも同一単価とし、当初の経費に含めるのとするため、追加経費等については認めない。 ・処分経費は、業者負担とし、追加経費は認めない。(当初から単価に含めること。) ・整備依頼は1戸分を基準とするも1枚からでも整備依頼ができること。 (多数依頼の場合は、官側が調整) <p>・張替え、新規作成とも既存の襖寸法に基づき整備し、設置時に微調整等を適切に実施し、ひずみ・歪みなくスムーズに開閉ができるよう設置すること。</p> <p>・天袋の張替及び新規作成の建具寸法は、実寸法を優先すること。</p> <p>2 種類等</p> <p>表 張 り:天袋襖 約500×900mm(寸法以外襖と同一規格) 上記寸法は、基準とするも実寸法を優先とすること。</p> <p>新規作成:天袋襖 約500×900mm(寸法以外襖と同一規格)</p> <p>3 処分等</p> <p>天袋張替:廃棄畳表張りの処分は業者が適切に業者処分 新規作成:交換する畳は廃棄畳として適切に業者処分 その他:交換した天袋、整備時の発生材等を産業廃棄物として処分する場合は、マニフェストA・B2・D・Eを提出すること。</p>
	新規作成	
塗装	壁等塗装	<p>1 塗装箇所</p> <p>①玄関(通路含む)、居間、台所、和室、洋室の壁・天井 (勝倉宿舍は天井塗装なし)</p> <p>②トイレ(露出配管含)、浴室、洗面所は、全宿舍共通で壁・天井塗装</p> <p>2 塗料等</p> <p>塗色:白系</p> <p>区分:①EP 玄関、居間、和室、洋室 ②EP-G 台所、トイレ ③EP-G 台所、トイレ ④VP又はEP-G(下地状況による。) 浴場 ⑤OP 便所の露出配管</p> <p>3 塗装要領:一回塗り(仕上げ塗装のみ) 装部分の下地の破損修復は含まない。(現状の下地に塗装)</p>
天井クロス	整備面積 64.78㎡	<p>1 張替箇所 玄 関、居間、和室、洋室</p> <p>2 使用資材 JIS A 6921(壁紙)基づくものであること。 参考品番:サンゲツTH30127と同等品以上を使用し整備</p> <p>3 その他</p> <p>① クロス張替に際しては、下地調整を含む。</p> <p>②クロス整備においてはコンクリート下地に張り付けるものとし、たるみ・しわが生じないように断ちあわせて張り付ける。</p> <p>③整備間に発生した廃棄クロスについては、業者が適切に処分すること。</p>
	整備面積 75.73㎡	

6 本役務に必要な態勢

(1) 作業

本修繕は、仕様書に基づき入念に作業する。

別添「勝田駐屯地が管理する公務員宿舍」参照

(2) 実施時期

契約締結日～令和7年3月31日

(3) 整備実施の流れ

ア 修繕日程

(ア) 1戸あたりの修繕項目における整備期間は下記の期間を基準とする。

整備区分	内容	日数(基準)
クロス張替	天井	1日～2日
塗 装	壁のみ	半日
	天井のみ	半日
	壁・天井	1日
畳	表替え	1日
	新規作成	1日～3日
襖	張替え(表のみ)	1日
	新規作成	1日～3日
天袋	張替え(表のみ)	1日
	新規作成	1日～2日
備考	多数依頼の場合は、官側・業者側で協議し日程を調整する。	

(イ) 官側が請負業者に対し整備場所(宿舍名・部屋番号)と整備箇所と数量を整備開始の2週間前を基準に依頼する。

イ 整備日程の報告

請負業者は依頼された整備箇所の役務日程を整備開始の1週間前に官側へ報告

ウ 整備の実施

請負業者は役務完了時期に基づき、官側から依頼された整備箇所の整備を実施する。

(4) 本工事の瑕疵期間は完成検査後1年間とする。

(5) その他疑義が生じた場合は、監督官及び契約担当者と調整の上で実施する。

7 修繕予定数量

区分	整備内容	整備箇所	発注単価	予定数量
畳	畳表替え	勝倉宿舍A棟・B棟・C棟 大成宿舍A棟・B棟 勝田宿舍	枚	72
	新規作成			30
襖	襖張替(表)			30
	新規作成			25
天袋	天袋張替(表)			27
	新規作成			6
塗装	壁等塗装		1室	26
天井クロス	整備面積:64.78㎡			8
	整備面積:75.73㎡			
備考	上記の予定数量に関しては増減の可能性を了承されたい。			

8 連絡先

施設学校総務部厚生課厚生班長 三浦 029-274-3211(内線281)